

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県病院事業の設置等に関する条例を廃止する等の条例（埼玉県条例第五十一号）（経営管理課）

一 趣旨

地方独立行政法人埼玉県立病院機構の設立に伴い、関係条例を整備するための条例を制定する。

二 内容

埼玉県病院事業の設置等に関する条例及び埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止するとともに、関係十四条例について埼玉県病院事業に係る規定を削る等の改正をするために規定を整備する。

三 施行期日

令和三年四月一日